

別紙

衛星コンステレーションの整備・運営等事業

事業契約の内容の公表について

令和8年2月20日  
防衛省

- 1 公共施設等の名称及び立地  
衛星コンステレーションを構築する衛星及び当該衛星から画像取得を行うために必要な施設等  
主な立地：東京都新宿区市谷田町3-8
- 2 選定事業者の商号又は名称  
株式会社トライサット・コンステレーション
- 3 公共施設等の整備等の内容
  - ・画像データ取得業務
  - ・専用地上施設運用等業務
  - ・全般管理業務
- 4 契約期間  
令和8年2月19日から令和13年3月31日まで
- 5 契約金額  
283,117,137,600円(税込)
- 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項  
事業契約書における以下の条項のとおりである。

(発注者の解除権)

第81条 「発注者」は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、「事業者」に対して本契約を解除する旨を通知することにより、本契約の全部を解除することができる。

- 一 「事業者」に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき、「事業者」の取締役会若しくはその他の権限ある機関で当該申立を決議したとき、又はこれらの手続が開始されたとき。
- 二 「事業者」が解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき。
- 三 「事業者」が「本事業」の全部又は一部の遂行を放棄したとき。
- 四 「事業者」が電子交換所の取引停止処分、差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
- 五 「事業者」が、本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある「法令等」の違反をしたとき。

六 「事業者」の責めに帰すべき事由により、本契約上の「事業者」の重大な義務の履行が不能となったとき。

七 「代表企業」又は「構成員」のいずれかが「基本協定書」第7条第4項各号に該当したとき。

八 「基本協定書」第5条第3項の規定に基づき「本事業」の落札者が「発注者」に対して差し入れた、「基本協定書」別紙3の様式による「出資者誓約書」に規定されたいずれかの「出資者」が表明及び保証した内容のいずれかが、真実若しくは正確でなかったとき、又はいずれかの「出資者」が当該「出資者」の責めに帰すべき事由により同誓約書に規定された誓約に違反したとき。

九 「事業者」が、正当な理由がなく、本契約に定める「事業者」の義務を履行せず、「発注者」が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき（第11号に該当する場合を除く。）。

十 「事業者」が、第83条によらないで本契約の全部又は一部の解除を申し出たとき。

十一 「違約金調整対象解除事由」が発生したとき。

十二 「事業者」の財務状況が著しく悪化した場合等において、その結果により「本事業」の継続的履行が困難と認められるとき。

十三 本契約別紙4「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」、別紙5「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」、別紙10「暴力団排除に関する特約条項」又は別紙11「談合等の不正行為に関する特約条項」の特約条項に基づく本契約の解除事由に該当するとき。

十四 「アベイラビリティ」に関する「業務不履行」があったことにより本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」に従って「事業者」が支払義務を負う「未達調整金」の金額の合計額が、「未達調整金上限金額」に達したとき。

十五 前各号に掲げる場合のほか、「事業者」の責めに帰すべき事由により「事業者」が本契約上の「事業者」の重大な義務を履行しないとき。

2 「発注者」は、「専用地上施設運用等業務」又は「地上施設運用企業」に関して前項各号の一に該当する事由が発生した場合には、「事業者」に対して通知することにより、本契約のうち、「専用地上施設運用等業務」に関する部分の全部又は一部を解除することができる。この場合、「発注者」及び「事業者」は、協議の上、解除の対象となった「専用地上施設運用等業務」以外の「各業務」について本契約を継続させるために必要な本契約の変更を行う。

(発注者の任意による解除)

第82条 「発注者」は、「本事業」の全部又は一部を継続する必要がなくな

った場合又はその他「発注者」が必要と認める場合には、180日以上前に「事業者」に対してその理由を書面にて通知することにより、本契約の全部を解除することができる。

- 2 「発注者」は、「専用地上施設運用等業務」の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又はその他「発注者」が必要と認める場合には、180日以上前に「事業者」に対してその理由を書面にて通知することにより、本契約のうち、「専用地上施設運用等業務」に関する部分の全部又は一部を解除することができる。この場合、「発注者」及び「事業者」は、協議の上、解除の対象となった「専用地上施設運用等業務」以外の「各業務」について本契約を継続させるために必要な本契約の変更を行う。

#### (事業者の解除権)

第83条 「事業者」は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、「発注者」に対して本契約を解除する旨を通知することにより、本契約の全部を解除することができる。

- 一 「発注者」が本契約に従って支払うべき「サービス対価」を、支払期限到来後60日を過ぎても支払わないとき。
- 二 (i)「発注者」の責めに帰すべき事由により「発注者」が本契約上の「発注者」の義務を履行せず、かつ、「事業者」が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められ、(ii)これらにより「本事業」の継続が著しく困難となったとき。

- 2 「事業者」は、「専用地上施設運用等業務」に関して前項各号の一に該当する事由が発生した場合には、「発注者」に対して通知することにより、本契約のうち、「専用地上施設運用等業務」に関する部分の全部又は一部を解除することができる。この場合、「発注者」及び「事業者」は、協議の上、解除の対象となった「専用地上施設運用等業務」以外の「各業務」について本契約を継続させるために必要な本契約の変更を行う。

#### (法令等の変更等又は不可抗力による解除)

第84条 「発注者」は、「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、次の各号の一に該当する事態に至った場合には、「事業者」との協議の上、本契約の全部を解除することができる。

- 一 「事業者」による「本事業」の継続が不能又は著しく困難なとき。
- 二 「事業者」が「本事業」を継続するために、「発注者」が過分の費用を負担するとき。

- 2 前項に基づく協議が60日以内に調わない場合、「発注者」及び「事業者」は、相手方に対して本契約の全部を解除する旨を通知することにより、本契約の全部を解除することができる。

- 3 「発注者」は、「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、「専用地上施設運用等業務」又は「地上施設運用企業」に関して第1項各号の一に該当

する事態に至った場合には、「事業者」と協議の上、本契約のうち、「専用地上施設運用等業務」に関する部分の全部又は一部を解除することができる。この場合、「発注者」及び「事業者」は、協議の上、解除の対象となった「専用地上施設運用等業務」以外の「各業務」について本契約を継続させるために必要な本契約の変更を行う。

- 4 前項に基づく協議が60日以内に調わない場合、「発注者」及び「事業者」は、相手方に対して本契約の一部を解除する旨を通知することにより、本契約のうち、「専用地上施設運用等業務」に関する部分の全部又は一部を解除することができる。この場合、「発注者」及び「事業者」は、協議の上、解除の対象となった「専用地上施設運用等業務」以外の「各業務」について本契約を継続させるために必要な本契約の変更を行う。

(事業者の帰責事由による契約解除の効力)

第85条 第81条第1項又は第2項により本契約の全部又は一部が解除された場合、「発注者」は、次の各号の措置をとる。

- 一 「発注者」は、本契約別紙12「解除精算金の算定方法」に従い、「解除精算金」を「事業者」に対して支払う。
- 二 「発注者」は、「本事業専用地上施設関連資産」について、以下をそれぞれ決定する。
  - ア 「取得可能資産」の範囲
  - イ 「処分対象資産」の範囲
  - ウ 「使用対象資産」の範囲

- 2 「事業者」は、前項の場合において、「解除違約金」を、本契約別紙13「解除違約金の算定方法」に従って「発注者」から契約解除の通知を受けてから直ちに「発注者」に支払わなければならない。

- 3 「発注者」は、前項の場合において、第9条の保証金又はこれに代わる担保を「解除違約金」に充当することができる。

- 4 「発注者」は、第2項に定める「解除違約金」の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。

- 5 「発注者」は、第1項柱書に定める解除がなされた場合、「契約解除通知日」における「サービス対価」（第81条第2項に基づき本契約の一部が解除された場合には、解除の対象となった「専用地上施設運用等業務」に係る「サービス対価」に限る。）の未払額（もしあれば）に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

(発注者の任意又は発注者の帰責事由による契約解除の効力)

第86条 第82条第1項若しくは第2項又は第83条第1項若しくは第2項により本契約の全部又は一部が解除された場合、「発注者」及び「事業者」

は、次の各号の措置をとる。

一 「発注者」は、本契約別紙 1 2 「解除精算金の算定方法」に従い、「解除精算金」を「事業者」に対して支払う。

二 「事業者」は、「本事業専用地上施設関連資産」について、以下をそれぞれ決定する。ただし、「事業者」が「契約解除通知日」から 30 日以内に当該決定を行わない場合、「発注者」が当該決定を行う。

ア 「取得可能資産」又は「処分対象資産」のいずれかに含まれる資産の範囲

イ 「使用対象資産」の範囲

三 前号の決定がなされた場合、「発注者」は、前号アに該当する「本事業専用地上施設関連資産」について、以下をそれぞれ決定する。

ア 「取得可能資産」の範囲

イ 「処分対象資産」の範囲

2 「事業者」は、前項第 1 号に定める「解除精算金」の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を「発注者」に請求することができる。ただし、「事業者」は、当該損害の明細及び当該損害の金額の合理性に関する「発注者」の満足する疎明資料を「発注者」に提出することを要する。

3 「発注者」は、第 1 項柱書に定める解除がなされた場合、「契約解除通知日」における「サービス対価」（第 8 2 条第 2 項又は第 8 3 条第 2 項に基づき本契約の一部が解除された場合には、解除の対象となった「専用地上施設運用等業務」に係る「サービス対価」に限る。）の未払額（もしあれば）に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

（法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力）

第 8 7 条 第 8 4 条第 1 項乃至第 4 項により本契約の全部又は一部が解除された場合、「発注者」及び「事業者」は、次の各号の措置をとる。

一 「発注者」は、本契約別紙 1 2 「解除精算金の算定方法」に従い、「解除精算金」を「事業者」に対して支払う。

二 「直接的妨害等」以外の事由に起因して本項柱書に定める解除がなされた場合、「発注者」及び「事業者」は協議を行い、「本事業専用地上施設関連資産」について、合意によって以下をそれぞれ決定する。ただし、「契約解除通知日」から 60 日以内に当該合意が成立しない場合、「発注者」が当該決定を行う。

ア 「取得可能資産」又は「処分対象資産」のいずれかに含まれる資産の範囲

イ 「使用対象資産」の範囲

三 「直接的妨害等」に起因して本項柱書に定める解除がなされた場合、「事業者」は、「本事業専用地上施設関連資産」について、以下をそれぞれ

れ決定する。ただし、「事業者」が「契約解除通知日」から30日以内に当該決定を行わない場合、「発注者」が当該決定を行う。

ア 「取得可能資産」又は「処分対象資産」のいずれかに含まれる資産の範囲

イ 「使用対象資産」の範囲

四 第2号又は前号の決定がなされた場合、「発注者」は、第2号ア又は前号アに該当する「本事業専用地上施設関連資産」について、以下をそれぞれ決定する。

ア 「取得可能資産」の範囲

イ 「処分対象資産」の範囲

2 「法令等の変更等」に起因して第84条により本契約が解除され、「事業者」が前項第1号に定める「解除精算金」の額を超過する損害を被った場合、次の各号に定めるとおりとする。

一 「直接的な法令等の変更等」に起因して第84条により本契約が解除された場合には、「発注者」が当該損害を負担する（ただし、「事業者」は、当該損害の金額に関する明細及び当該金額の合理性に関する「発注者」の満足する疎明資料を「発注者」に提出することを要する。）。

二 「直接的な法令等の変更等」以外の「法令等の変更等」に起因して第84条により本契約が解除された場合には、「事業者」が当該損害を負担する。ただし、「本事業」の遂行上重大な支障があると認められる場合には、「発注者」及び「事業者」は当該損害の負担について協議する。なお、「事業者」は当該協議において、当該増加費用及び損害の明細及び当該増加費用及び損害の金額の合理性に関する「発注者」の満足する疎明資料を「発注者」に提出することを要する。

3 「不可抗力」に起因して第84条により本契約が解除され、「事業者」が第1項第1号に定める「解除精算金」の額を超過する損害を被った場合、「発注者」及び「事業者」は、当該損害を本契約別紙9「不可抗力の定義等」に規定された負担割合に応じて負担する。

4 「発注者」は、第1項柱書に定める解除がなされた場合、「契約解除通知日」における「サービス対価」（第84条第3項又は第4項に基づき本契約の一部が解除された場合には、解除の対象となった「専用地上施設運用等業務」に係る「サービス対価」に限る。）の未払額（もしあれば）に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

（発注者による本事業専用地上施設関連資産の取得）

第88条 第85条第1項第2号、第86条第1項第2号及び第3号又は第87条第1項第2号乃至第4号に基づき「取得可能資産」の範囲が決定された場合、「発注者」は、自ら又は「発注者」の指定する者をして、「取得対象資産」を検査させ、そのうち「発注者」又は「発注者」の指定する者が必要

と認める部分（以下「取得対象資産」という。）をそれぞれ取得する。ただし、「取得可能資産」（「飯岡地上局」に係る部分を除く。）のうち、当該取得にあたり移設が必要となる資産については、「事業者」又は「地上施設運用企業」が当該資産を「発注者」の指定する場所に移設することが可能であることを条件として、「取得対象資産」とすることができる。この場合、当該資産の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」の指定する場所への移設に要する一切の費用は「事業者」の負担とする。

2 「発注者」又は「発注者」の指定する者が前項に従い「取得対象資産」の取得を行う場合、次の各号に定めるとおりとする。

一 当該取得の対価は、「解除精算金（専用地上施設整備費）」に含まれる。

二 「取得対象資産」に「事業者」以外の第三者が所有する資産が含まれる場合、「事業者」は当該第三者をして当該「取得対象資産」を「発注者」又は「発注者」の指定する者に取得させる。

三 「取得対象資産」に未完成の資産が含まれる場合において、「発注者」が希望する場合には、「事業者」は、自ら又は「地上施設運用企業」をして、当該資産を完成させた上で「発注者」に取得させる。当該完成に要する費用は、「事業者」又は「地上施設運用企業」の負担とする。

四 「事業者」は、自ら又は「地上施設運用企業」をして、当該取得に関して必要となる一切の手續（「取得対象資産」に係る「知的財産権」の移転を含むが、これに限られない。）を行わせる。

3 第1項に従い「取得可能資産」のうち「取得対象資産」に含まれない資産（以下「取得対象外資産」という。）が確定した場合、次の各号に定めるとおりとする。

一 第81条第1項又は第2項により本契約の全部又は一部が解除された場合

「発注者」は、「取得対象外資産」について、以下をそれぞれ決定（以下「処分決定」という。）する。

ア 「処分対象資産」の範囲

イ 「使用対象資産」の範囲

二 (i)第82条第1項若しくは第2項又は第83条第1項若しくは第2項により本契約の全部又は一部が解除された場合、又は(ii)「直接的妨害等」に起因して第84条第1項乃至第4項により本契約の全部又は一部が解除された場合

「事業者」が「処分決定」を行う。ただし、「取得対象外資産」が確定した日から30日以内に「事業者」が「処分決定」を行わない場合、「発注者」が「処分決定」を行う。

三 「直接的妨害等」以外の事由に起因して第84条第1項乃至第4項により本契約の全部又は一部が解除された場合

「発注者」及び「事業者」は協議を行い、合意によって「処分決定」を行う。ただし、「取得対象外資産」が確定した日から60日以内に当該合意が成

立しない場合、「発注者」が「処分決定」を行う。

(事業者による本事業専用地上施設関連資産の処分)

第89条 第85条第1項第2号、第86条第1項第2号及び第3号、第87条第1項第2号乃至第4号又は前条第3項各号に基づき「処分対象資産」の範囲が決定された場合、「事業者」は、自ら又は「地上施設運用企業」をして、「処分対象資産」について売却その他の処分をさせ、当該処分に係る経費及び手数料を差し引いた収益を国に納付させる。

2 前項に従い「処分対象資産」の売却その他の処分が行われる場合、「事業者」は、処分の相手方、処分の価格及び当該処分に係る経費及び手数料を差し引いた収益の納付について「発注者」との間で協議を行い、事前に「発注者」の承諾を得る。

(事業者による本事業専用地上施設関連資産の使用)

第90条 第85条第1項第2号、第86条第1項第2号、第87条第1項第2号若しくは第3号又は第88条第3項各号に基づき「使用対象資産」の範囲が決定された場合、「事業者」及び「地上施設運用企業」は、「使用対象資産」について売却その他の処分をし、又は使用することができる。

(解除精算金(専用地上施設整備費)の算定)

第91条 第81条乃至第84条により本契約の全部又は一部が解除され、第85条第1項第1号、第86条第1項第1号又は第87条第1項第1号及び本契約別紙12「解除精算金の算定方法」第2項に基づき「発注者」から「事業者」に対して「解除精算金(専用地上施設整備費)」が支払われる場合において、「発注者」が要求した場合には、「事業者」は、自らの責任及び費用負担において、(i)「解除精算金(専用地上施設整備費)」の算定に必要な資料を「発注者」に提出し、(ii)「発注者」が事前に承諾する外部専門家を起用した上で、「取得対象資産」及び「処分対象資産」の金銭的価値の評価その他「解除精算金(専用地上施設整備費)」の算定に関して「発注者」が要求する事項に関する外部専門家の意見を「発注者」に提出する。

## 7 契約終了時の措置に関する事項

事業契約書における以下の条項のとおりである。

(貸与品の返還)

第92条 「事業者」は、理由の如何を問わず本契約を終了したときに、「発注者」から物品の貸与を受けている場合は、「発注者」に当該物品を返還する。

- 2 「事業者」は、前項の場合において、当該物品が「事業者」の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損している場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第93条 「事業者」は、理由の如何を問わず本契約が終了したときは、「本事業」に関し「事業者」が作成した一切の書類のうち、「発注者」が合理的に要求するものを、「発注者」に対して引き渡す。

- 2 「事業者」は、理由の如何を問わず「本契約」が終了するときは、終了の3ヶ月前までに、前項に定める書類に加えて、「発注者」が合理的に要求する各種運用マニュアル等の書類を作成し、「発注者」に提出するとともに、必要となる「発注者」への引き継ぎを行う（「発注者」が「本事業専用地上施設関連資産」を取得する場合における「本事業専用地上施設関連資産」に関する設計図面その他「発注者」が要求する書類の「発注者」への引渡しを含むが、これに限られない。）。

- 3 「発注者」は、前二項により「事業者」から引渡しを受けた書類について、本契約の存続の有無にかかわらず利用する権利及び権限を有する。

(統合運用システム等の処分)

第94条 「本事業」が終了する場合又は「事業期間」が終了する場合、「発注者」及び「事業者」は「統合運用システム等」の処分の実施等について協議を行う。

- 2 「発注者」は、「事業者」による「統合運用システム等」の処分等に関して、処分先等の条件を指定することができる。

- 3 「事業者」は、「統合運用システム等」の処分等を実施した場合、「発注者」からの請求に基づき速やかに、当該処分等に係る経費及び手数料を差し引いた収益を国に納付する。

(事業期間の延長)

第95条 「事業期間」の経過後も「本事業衛星によるコンステレーション」及び「本事業専用地上施設」を継続して使用することが有効であると「発注者」が認める場合、「発注者」は「事業者」と協議を行い、合意により、延長可能と見込まれる時点まで「事業期間」を延長することができる。